

電子Manifestの普及状況と普及促進の取組み

電子Manifestセンター

1 電子Manifest普及状況と普及促進の取組み

JWセンターでは、引き続き重点普及対象をはじめとする排出事業者及び加入の少ない収集運搬業者に電子Manifestへの加入を促進することにより、令和6年3月には電子化率 81%（登録件数 4,060 万件 / 年）を超えました。令和6年度末において加入者数は 32.8 万者、年間登録件数は 4,300 万件の普及を見込んでいます **表1**。

あわせて、システムの安定運用と利便性の向上を図るとともに、電子Manifest情報の有効活用に向けた取組みを積極的に展開します。

表1 電子Manifestの加入者と年間登録件数

年度	加入者数	加入者数の内訳			登録件数	電子化率 [※]
		排出事業者	収集運搬業者	処分業者		
2021年度	304,128	270,091	24,384	9,653	35,845,687	71.7%
2022年度	308,160	272,038	26,227	9,895	38,534,000	77.1%
2023年度	315,675	277,282	28,255	10,138	40,617,335	81.2%
2024年度 (見通し)	327,880	286,780	30,800	10,300	43,000,000	86.0%

※ 第3次循環型社会形成推進基本計画（2015年5月閣議決定）の普及率（電子Manifest件数÷年間総Manifest数 5,000万）より算出

(1) 重点普及対象への普及活動

- ① 電子Manifest導入によるメリットが大きい多量排出事業者への普及促進を図ります。
- ② 産業廃棄物の排出量が多い種類（汚泥、がれき類）において、電子Manifestの利用割合が比較的少ない下水道業（汚泥）、建設業（がれき類）の普及促進を図るため、関係業界団体等と連携し、説明会の機会を設けるなど加入の働きかけを強化します。
- ③ 国、地方公共団体等が発注する公共事業での電子Manifestの利用を促進するため、公共事業の所管府省、都道府県等の廃棄物担当部局、入札・契約の担当部局等に対し、公共事業における電子Manifestの利用を積極的に働きかけます。

(2) 電子Manifest導入に向けた情報提供の充実

いつでもWeb上で閲覧できる電子Manifest導入に向けた説明動画・資料の充実を図ります。また、国、地方公共団体、関係業界団体等と連携し、電子Manifest導入説明会（導入実務説明会、操作体験セミナー）をWeb

会議システム等を活用して開催します。また、事前準備が不要で手軽に使える「操作シミュレーション」**図1**を作成し、提供を開始しています。令和6年度も引き続きサービスの充実に努めていきます。

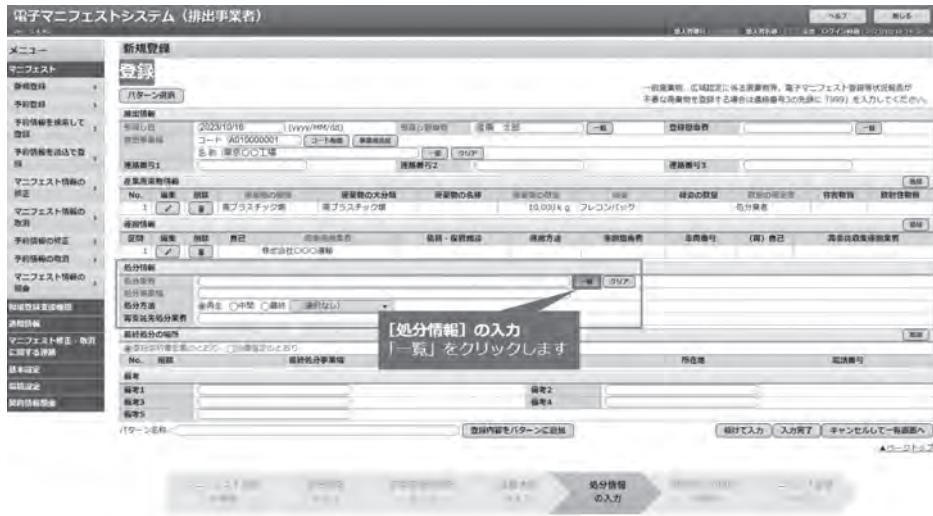


図1 操作シミュレーション画面抜粋(排出事業者のマニフェスト新規登録画面)

(3) 加入者サポート

電子マニフェストを円滑に導入・利用していただくため、ホームページを通じて電子マニフェストへの加入方法や利用方法等の周知を図ります。合わせて、チャットボットのアップデートを継続的に実施し、利用者の利便性を高めていきます。

2 電子マニフェストシステムの安定的な運営管理

電子マニフェストシステムは、電子マニフェストの登録件数が伸び、その処理量が増加する中、令和6年度も安定した稼働を確保するとともに、外部からの不正アクセスの監視を継続し、引き続き、円滑かつ安定的な運営を維持します。

また、令和5年度にはシステムから出力される受渡確認票について予約登録時に入力された運搬先事業場や、運搬終了報告時に入力された車両番号を表示させる等の機能改善を実施しました。

3 電子マニフェスト情報の有効活用等の検討

電子化されたマニフェスト情報をビッグデータとして、循環型社会の形成に向けて役立つよう幅広く活用することを目指し、電子マニフェスト情報の利活用に積極的に取り組みます。特に、国で進めている静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築にかかる検討の状況に留意し、電子マニフェストデータを資源循環に活用するための変更について迅速に対応できるように準備を進めています。

「電子マニフェストで見る廃棄物」

URL <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/data/index.html>

JW センター HP より

「2022年度に電子マニフェストで把握された関東ブロックにおける処理委託量」

